

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 六 年 十 二 月 一 日

目 次

告 示

不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式

(県民生活相談センター)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第六百六十八号

不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式について、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）第十条の規定により次のように定める。

なお、不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式（平成二十二年岐阜県告示第二百六十六号の二）は、廃止する。

平成二十六年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十二月一日

(表)

身分証明書	
写真	
番号	年 月 日
発行日	年 月 日
有効期限	年 月 日
所属名	年 月 日
氏名	
生年月日	

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第1項及び第12条第11項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

岐阜県知事
印

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法 (抜すい)

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による報告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、報道府県知事が行うことができる。

(罰則)

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令 (抜すい)

(報道府県が処理する事務)

第10条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第4条第2項、第6条及び第9条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第6条の規定による命令を行うため必要があると認められる場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む報道府県の区域を管轄する報道府県知事が行うこととする。（ただし書略）

2・3 (略)